

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
8月6日
(金曜日)

目次

- 告示
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………
- 公告
令和3年度採石業務管理者試験の実施(商政課)……………
- 下関都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………



山口県告示第二百四十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和三年八月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 機	在 在	関 地	廃 止 年 月 日
医療法人成心会ふじわら医 院平生診療所		熊毛郡平生町大字佐賀三七七五の 四六		山口県 三和郡 五、三二	令和三、 五、三二
ふたば歯科クリニック		山口市嘉川四三二八の一		山口県 山口市 六、二二	令和三、 六、二二
あすなる薬局		宇部市大字妻崎開作六〇三の八		山口県 宇部市 六、二二	令和三、 六、二二

山口県告示第二百四十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年八月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 機	在 在	関 地	指 定 年 月 日
ふたば歯科クリニック		山口市嘉川四三二八の一		山口県 山口市 六、二二	令和三、 六、二二



(一八八) 令和3年度採石業務管理者試験の実施

採石法(昭和二十五年法律第百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施します。

令和三年八月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 試験の日時
令和三年十月八日(金曜日)午前十時から正午まで
- 試験の場所
山口市滝町一番一号 山口県庁共用第二会議室及び共用第四会議室
- 受験資格
年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。
- 試験の科目
(一) 岩石の採取に関する法令(環境保全等関係法令を含む)。
(二) 岩石の採取に関する技術的な事項
- 受験願書の受付期間
令和三年九月六日(月曜日)から同月二十四日(金曜日)まで(郵送の場合は、九月二十四日までの消印のあるものは、有効とする。)
- 受験願書等の提出先
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三二八五〇一) 山口県商工労働部商政課
- 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。)
- 八 受験手数料
八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表は、令和三年十月二十八日(木曜日)とし、可否を受験者に文書で通知する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部商政課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

- (一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部商政課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験願書 部請求」と朱書きし、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

受験願書等の請求部数	金額
一部	百二十円
二部以上三部以下	百四十円
四部以上六部以下	二百十円
七部以上十一部以下	二百五十円
十二部以上二十三部以下	三百九十円

- (二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部商政課(電話〇八三一九三三―三二五五)にすること。

(二八九) 下関都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和三年八月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
下関都市計画特別用途地区
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

令和三年八月六日印刷
令和三年八月六日発行

発行人 山口県知事